

連帯債務

(1) 連帯債務の対外的効力

債権者は、連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる（436条）。

(2) 対内的効力（連帯債務者の一人について生じた事由の効力）

原則：相対的効力（441条本文）

例外：① 明文上の絶対的効力事由

更改（438条）、相殺（439条1項）、混同（440条）

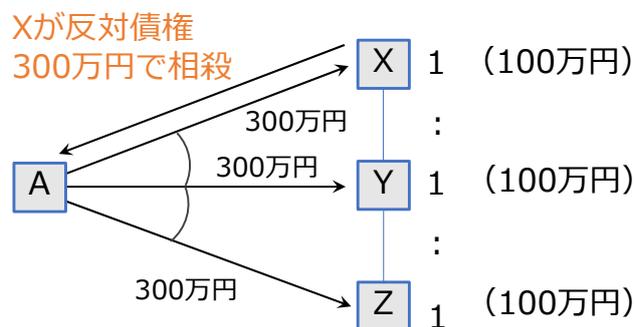
② 解釈上の絶対的効力事由

弁済、代物弁済、供託、弁済の提供、受領遅滞

【参考】 潮見佳男『入門民法（全）』（2007年、有斐閣）259頁～260頁、潮見佳男『プラクティス民法 債権総論【第5版補訂】』（2020年、信山社）575頁

連帯債務者の一人による相殺

第439条① 連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

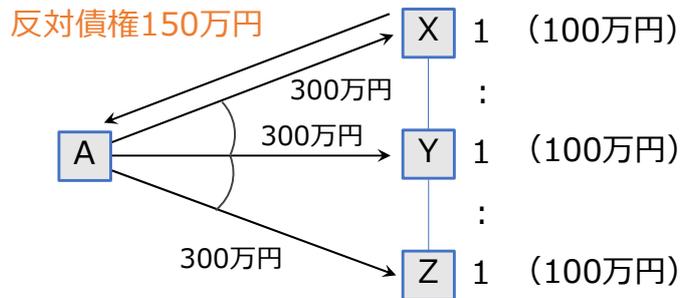


※YZのAに対する債務は消滅し、XはYZに100万円求償する。

【参考】 潮見佳男『入門民法（全）』（2007年、有斐閣）260頁

他の連帯債務者のもつ反対債権に依拠した履行拒絶

第439条② 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。



YZはAから300万円の請求を受けた場合、XのAに対する反対債権の150万円のうちXの負担部分（100万円）を限度に履行を拒むことができる。

【参考】 潮見佳男『入門民法（全）』（2007年、有斐閣）260頁

連帯債務—相対的効力の原則

相対的効力の原則と合意による修正

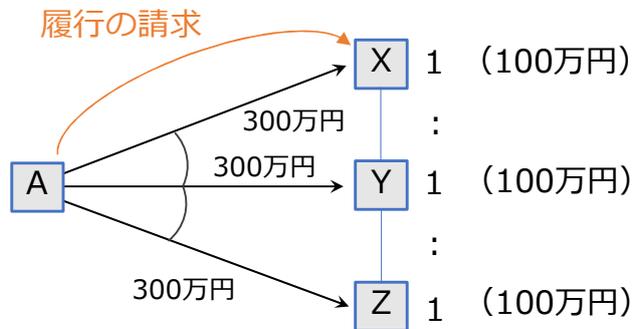
第441条 第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

相対的効力となる債務者の一人に生じた事由（主なもの）

- ・ 契約の無効・取消事由（437条）

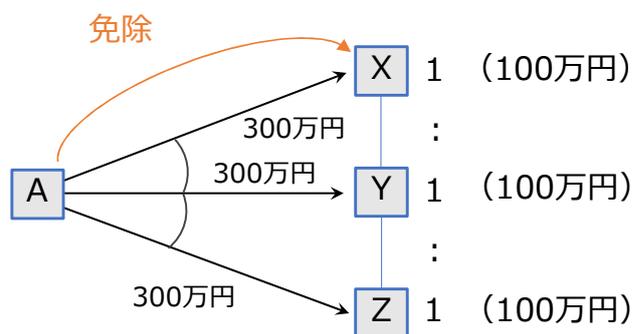
・履行の請求

∴ 絶対的効力を認めると請求を受けていない債務者の知らないところで履行遅滞に陥っていたり、時効が更新され債務者の不利益が大きい



・債務者の一人に対する免除

∴ 債権者はその債務者に対しては請求しないという意思を有しているにすぎず、一切の債務を免除する意思を有していないのが通常



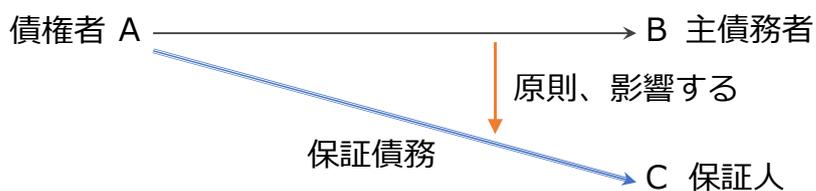
【保証】一人について生じた事由の効力

(1) 主債務者に生じた事由

原則：付従性により保証人にもその効力が及ぶ

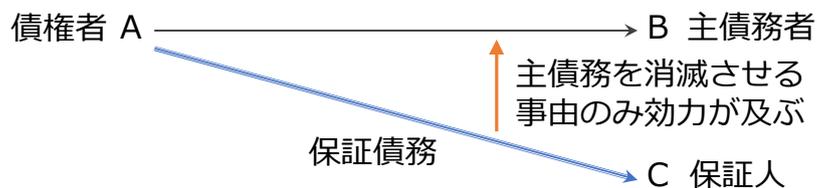
ex.主たる債務の消滅時効の完成猶予及び更新（457条1項。153条1項の相対効の原則の例外）

例外：債権者と主たる債務者との間で、保証契約成立後に主債務を加重しても、保証債務に効力を及ぼさない（448条2項。なお軽減された場合には効力を及ぼす）



(2) 保証人について生じた事由

- ① 主債務を消滅させる行為（弁済、代物弁済、供託、相殺）は影響する
- ② その他は、主たる債務者に影響しない
 - ・保証人が債務の承認をしても、主債務の消滅時効の更新はない
 - ・保証人に対して履行の請求をしても、主債務の消滅時効の更新はない
- ③ 連帯保証の場合は連帯債務の絶対的効力事由に該当するものは主債務者に影響を及ぼす（後述）



(3) 連帯保証人について生じた事由

第458条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

① 主債務者に生じた事由

付従性により連帯保証人にも及ぶ

② 連帯保証人について生じた事由

- ・主債務を消滅させる行為（弁済、代物弁済、供託、相殺）は影響する
- ・その他、連帯債務の規定が準用される（458条）
 - ▶ 更改、相殺、混同は主債務者に影響を及ぼす